

2026 年 8 月 3 日

ご投資家の皆様へ

大和アセットマネジメント株式会社

信用リスク集中回避のための投資制限にかかる対応実施のお知らせ

弊社が運用しております以下のファンドにおいて、一般社団法人資産運用業協会「投資信託等の運用に関する規則」に定める投資制限を超過した銘柄がございましたが、基準比率の範囲内となるよう調整を完了しましたので、お知らせいたします。

記

該当ファンド

- ・ドラッカー研究所米国株ファンド(資産成長型)

銘柄名	超過日	調整完了日
アップル	2026 年 7 月 3 日	2026 年 7 月 23 日

以上

<ご参考>

一般社団法人資産運用業協会「投資信託等の運用に関する規則」では、信用リスクの集中を回避するための投資制限として、投資信託財産の純資産総額に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」、「デリバティブ等エクスポージャー」の上限比率を定めています。

当該比率を超えた場合は、当該比率の範囲内となるよう調整した後 3 ヶ月以内に、調整が完了した旨を開示するよう、同協会「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」で定めています。